社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成２９年度　第４回　理事会議事録

１　開催年月日　　平成２９年１２月１１日（月）
　　午後３時００分～午後４時５０分
２　開催場所　　精華町地域福祉センターかしのき苑１階　会議室Ａ・Ｂ
３　理事総数　　１２名
４　出席者氏名　（１０名）
　　理事　　八木章介　森　修美　早樫一男　岩前良幸
　　長谷川 悟　石崎照代　中畔秀昭　村瀬由美子
　　山本正來　岡田敦子
　　監事　　浦田善之
５　欠席者氏名　理事　　田中智美　福味加世子
　　監事　　島中秀司
６　議　　案
　第２０号議案　非正規職員就業規則の一部改正について
　第２１号議案　指定介護予防居宅介護支援事業の更新申請について
　第２２号議案　平成２９年度補正予算（第２号）について
７　協議事項
　協議事項１　地区福祉推進委員の任期の伸縮について
　協議事項２　デイサービスセンター積立金の運用方法について
８　諸報告
９　議事の経過要領及び議案議決の結果
　定刻に至り、定款第３０条の規定により議長に中畔秀昭理事が選任され、議長は定款第３１条第１項に定める定足数である過半数を満たしていることを確認し、議事に入った。

　第２０号議案　非正規職員就業規則の一部改正について
　議長の指示により、議案書に基づき事務局長から、全国的に介護職等の専

門職が不足するなか、優秀かつ経験のある人材を確保し、将来にわたって安定した事業運営をおこなうことを目的として非正規職員の定年年齢を引き上げることに伴い、精華町社会福祉協議会非正規職員就業規則の一部を改正することについて、議案書別紙の一部改正新旧対照表並びに厚生労働省が発行する労働契約法改正についての資料を用いて提案説明した。
第２０号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第２１号議案　指定介護予防居宅介護支援事業の更新申請について
議長の指示により、議案書に基づき地域福祉課担当課長から、本会が実施する指定介護予防居宅介護支援事業が、平成２４年４月１日の指定から６年が経過し、その効力が平成３０年３月３１日をもって消滅することに伴い、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７０条の２の規定により更新申請をすることについて、議案書別紙の更新申請についての参考資料を用いて提案説明した。
第２１号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第２２号議案　平成２９年度補正予算（第２号）について
議長の指示により、事務局長から補正予算案説明資料を用い、補正する事業内容別に、補正理由、補正するサービス区分、補正科目、補正前の予算、補正額、補正後の予算を提案説明した。
第２２号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。
質問：岡田理事
補正額そのものについては賛成であるが、事業の中身について質問させていただきたい。居場所づくり支援事業は新しい事業であり、空き家を借りて運営すると聞いているが、常にそこに、掃除や鍵の管理などをする人がいるのか。バラバラだと管理運営が難しくないのか、疑問に感じる。もう１点、居宅介護支援事業所が第三者評価を受けるとあるが、どういう機関に評価を委託するのか。また、評価がどうであったのか、理事会への報告はあるのか。
回答：事務局長
１点目の居場所づくり支援事業については、僧坊地区の空き家を１軒お借りしている。１０月１０日付で賃貸借契約を結び、この場所を使って活動していただける団体等の募集に入っている。今後は、本会が持って

いる一定の選考基準に基づき、応募いただいた中から選考させていただきたいと考えている。掃除や鍵の管理、また、その土地のルールやマナーといったものを十二分に理解し、守ることを誓約いただいたうえで、貸し出しをさせていただきたいと思っている。掃除などは当番を定め順番におこない、鍵については使用するグループ等に管理してもらう考えである。今後、運用が始まってから想定外のことが起こった場合は、その都度、誠意を持って対応していきたい。２点目の第三者評価の受診については、評価機関は京都府が事前に養成しており、養成を受けた事業所がいくつかある。その事業所から実地に来てもらい、京都府統一の評価項目に基づき客観的に評価をしていただくものである。いただいた評価については当然、役員会等へ報告をさせていただき、広報で住民のみなさん方にもお知らせさせていただく予定である。

質問：八木理事

補正予算とは直接関係ないが、居場所の定義がよくわからない。来年、ファイン桜が丘で居場所を作るため協力者を募集するとの社協のチラシを見た。桜が丘一丁目においても、集会所を使って居場所づくりとして開催しているが、ボランティアがいないことに苦慮している。チラシの居場所を開催するのは、社協が秋に開催した担い手養成講座を受講した方であると思う。受講者が地域でお手伝いしてくれればあり難いと思っていたが、集会所を使えば家賃や管理がいらないのに、なぜ賃料を支払ってそういう場所でやるのか。人的な養成は各地域では難しいため、社協がバックアップしてくれるとあり難いと思っているが、なぜこういう場所でやるのか。趣旨がよくわからないため説明願いたい。

回答：事務局長

空き家という言葉については、日本の住宅空き家率が上昇しており、防犯、防災等の面からも空き家問題と言われるような課題が増えている現状である。また、高齢や障がいだけではなく、引きこもりや子供の孤食問題など、さまざまな社会問題を抱えた世帯が増えている。そのような、現状ある課題と掛け合わせながら、空き家×福祉という視点で解決を図れないかと新たにチャレンジした事業である。集会所単位というのは、その地域にお住まいの場合は無償や格安の条件が付く場合があるが、例えば子供の学習支援など、特定の自治会以外の子供も対象とする場合、別の拠点も必要になってくる。テーマに沿った活動をしていただきやすいように、空き家を活用しての居場所づくりも進めていきたい考えである。集会所等でおこなわれている既存の活動支援については社協の本来業務の１つであり、他の地域の活動についても、ボランティアの募集な

ど、ご相談があれば同じように紹介や募集などをさせていただきたい。これについては、生活支援コーディネーターという職種の者も配置しているため、一緒に関らせていただきたい。地域エリアという部分と、テーマに的を絞った活動。この両面から進めていきたいと考えているため、ご理解賜りたい。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

協議事項１　地区福祉推進委員の任期の伸縮について

議長の指示により、事務局長から地区福祉推進委員の任期の伸縮について、別紙資料により、山田自治会から地区福祉推進委員の任期を年度単位に改めて欲しい旨の要望書の提出があったことを説明した。

協議事項について議長が意見を諮ったところ、以下の質疑応答があった。

意見：八木理事

去年、年度の途中で地区福祉推進委員になり、ここでいう２年間の任期で交代した。山田は選出母体が自治会とあるが、他の自治会は必ずしもそうではない。私も自治会から言われてなった訳ではなく、高齢者見守り隊等に関っていたため、やってもらえないかということで、年度の途中でもあったため自治会にこれで推薦をお願いし、私が委員になった。ほとんどの自治会が恐らく１年交代だと思う。ここは２年のため、いずれにしても任期途中で交代が出てくる。自治会が選出母体の民生委員はどうなのか。民生委員は３年であるが、自治会が推薦してなっていただく。実質的にはそれぞれの組織が次の後任者を探し、自治会に推薦し、なっているのが実情ではないかと思う。そういう意味から、それぞれの地域の考え方で変わると思う。あえてここで、こうしなければならないという根拠はないのではないか。

意見：山本理事

当事者のため言い辛いが、年度半ばのため、山田の場合、平成２９年の４月もしくは３月末に先を見越して目星をつけておけばよいが、４月が始まってから今年１０月に任期交代と気付いた時、本当に苦労をする。役職はこれだけではなく、自治会長を筆頭に旧村はいっぱい役がある。４月を過ぎると空いている人がいない。差しさわりが無ければ、年度交代にしてもらえると他の分と一緒にできる。

質問：岡田理事

山田自治会の場合、会長、副会長、体育委員、地区福祉推進委員という形で、役割が決まっているのか。

回答：山本理事

一番重たいのは自治会長であるが、副会長になった場合、旧村はだいたいそうなっていると思うが、山田は２年任期のため２年後にはひょっとするため他の役は免除してもらえる。誰でもいい訳ではない役職もあるが、そんなに球数もないため、この次はこれという形になってくる。規約で決まっているものではないが、特に三役などは、自治会長を決めたら副会長、会計は都合によっては次のことも考え、自治会長が指名する場合もある。３月、４月がいろんな役が決まる時のため、１０月の中途半端な時に１つだけ洩れ落ちていた場合、特にこれから福祉関係は簡単なものではないため、大変である。

意見：岩前理事

地域性がいろいろあると思う。いま山本理事が言われたように、各自治会で、この役を持てば自動的にこの役が付いてくるというやり方をしている所もあれば、単独で切り離して、役員とは関係ないところで選ぶというやり方をされている所もあると思う。そうした場合、現在の地区福祉推進委員の状況がどうであるのかわかるのか。その傾向がわかれば、もう少しはっきりするのではないか。

回答：事務局長

事務局としては推薦状を頂戴しているが、その中には兼職状況までは記載欄が無く、現時点では把握はできていない。

意見：岩前理事

先ほどあったように、民生委員など、全く区の役と関係ないところで自治会が区民の中から適任者を選出してくるという方式に元々なっているため、いまの地区福祉推進委員とは若干違うところがある。この地区福祉推進委員になっている人の傾向がどうであるのかわからないと、何とも言えないのではないか。また、他の自治会からこういった要望が上がってきているのか教えて欲しい。

回答：事務局長

担当者レベルで、依頼時の会話の中などでちょっとした軽い相談は過去にもお受けしているかも知れないが、正式にお受けしたのは今回が初めての状況である。

意見：岡田理事

私は民生委員をしているが、任期は１２月１日から始まり、３年後の１１月３０日までとなっている。年度途中で不思議に思っているが、国からのものなので簡単に変えられないと思う。この地区福祉推進委員も、上からの流れで年度途中になっているのか。そうであれば簡単

に変更はできないが、山田自治会が言われるように、年度の切りがはっきりわかるほうがいろんな意味で運営しやすいのではないか。年度途中で変更しても問題が無いのであれば、年度単位でやってもよいのではないかと思う。北ノ堂の場合、自治会役員と関係なく、自治会に依頼が来れば自治会長がやれそうな人に声をかけている。

議長：どのような経緯でこのような期間になっているのか、みなさんご存知ないと思うため、このあたりの説明があるとわかり易いのではないか。

回答：事務局長

１０月２２日という始期については国の制度ではなく、精華町社協の成り立ちに関係しているものである。今年度の法人制度改革により、役員の任期は大きく変わったが、もともと精華町社協が発足したのが１０月２２日である。平成１１年度に地域の福祉活動を進めていく役割として、社協役員の任期に合わせて平成１１年１０月２２日に、この地区福祉推進委員という役割を各自治会からお一人選出していただくというルールを作らせていただいた経緯がある。特に法律に関係している訳ではないため、任期を変えること自体は理事会の中で規則改正ができれば手続きできるものである。現在、既に４２名の地区福祉推進委員さんがおり、任期が変わることにより影響を受ける方々がそれだけいらっしゃるため、理事会でのご意見を十分に聞かせていただいた上で結論を出したほうが良いということから、今回、協議事項として諮らせていただいているものである。

以上の質疑応答の後、議長から会長に、理事会の意見を踏まえたうえで、必要な手続きを進めて欲しいとの意見があった。

協議事項２　デイサービスセンター積立金の運用方法について

議長の指示により、事務局長から、本会が保有するデイサービスセンターの減価償却費に対応するための積立金の運用について、現在保有している国庫債券等の利息配当額の減少について状況を説明した。また、今後、超低金利時代に対応するための運用方法案について、別紙参考資料を用いてデュアル・カレンシー債券および円建社債について説明した。

協議事項について議長が意見を諮ったところ、以下の質疑応答があった。

意見：岩前理事

元金割れのリスクがあるものは厳しい。ドルで持っていた場合いつ高くなるかわからないため、本当に使いたい時に出せない状況がある。

議長：根本的には、今の低金利の中で運用した場合、現状ではもう何も

無いにひとしい状況である。現状のままでは今後、デイサービスセンターの維持が非常に難しくなるため、その辺をどう踏まえるかということになってくる。

意見：岩前理事

少々のリスクを覚悟して利率の高いところに持っていくのか、限りなく利率は低いが元金割れしない、リスクを伴わないものか、どちらかにしないといけない。昔のような高利率は今の時代にはもう無い。ただ、このお金を目減りさせることには皆さん抵抗があると思う。社協の取り引き先である金融機関の意見は聞いているのか。

回答：事務局長

事前に、メインバンクである京都銀行と、京都銀行が立ち上げた京銀証券に相談をしている。商品にはそれぞれ格付けがあり、いずれも一定水準以上の商品である。デュアル・カレンシー債券についても、日本の国債よりも安定しているという信用会社の格付けであるため、一定は信用できるのではないかとのことである。ただし、将来の為替という部分の保障が付く訳ではない。円建社債については外貨ではないため、為替に関係しない分リスクは少なく、社協の法人としての成り立ちを考えた場合、こちらのほうが社協向きではないかとの助言は貰っている。しかし、銀行の勧めで購入するものでもなく、最終の決定については最高の意思決定機関である理事会での意見が最大限尊重されるものである。今日決めていただくという趣旨ではなく、理事の皆さま方のお考えを聞かせていただき、今後また、銀行並びに証券会社と調整をさせていただきたい。

意見：岡田理事

最近、年金関係の国の機関が利息を増やそうとして失敗したなど、話題になったこともある。社協の財産を運営するのに、会計士など助言や指導等の補佐をする機関はあるのか。それとも社協職員が考え、少しでも蓄えを増やそうと思っているのか教えて欲しい。社協というのは半分公的機関であるため、増やすためにやり過ぎて冒険するのは怖いというのが率直な感想である。

議長：特別な会計の、専門的な所はあるのか。

回答：事務局長

公認会計士や税理士という専門家のことと考えるが、現在、評議員の中にも税理士に就任いただいている。しかし、あくまでも助言としてお受けすることはできるが、先ほども申し上げたようにその方ご自身には何ら責任はないため、現に保有しているデイサービスセンターを

将来建て替えるための資金であり、それについては最終、時の理事会の中である程度の方向を固めていただくことになると考える。専門家にお聞きしても助言の範囲内であり、金融機関も含め助言はいただくが、その方々に責任ごとお任せはできないため理事会でご検討いただければと考える。

議長：今の回答からいうと、現状維持か、最低限度のリスクを負って少し良いところに持っていくのか、その辺の判断をしておかないと事務局も進めることができない。今日１回で決めることはないが、方向性だけでも意見をまとめる必要があるのではないか。

意見：森理事

例えば、この資金を全てそれに持っていき、うまくいったとしても得られる利益はたいした金額ではないのではないか。それよりも、危険性を先に考えるほうが良いのではないか。今の金額より減ってくるという状況だけは、どんなことがあっても避けなければならない。わずかな利率を求めて危険をおかすということは、特に外国のことになってくると。日本の国債なら、１０年でもいくらかはあるのではないか。それならば、日本政府を信じるほうが良いと考える。今より増やすということはあまり感心しない。低いほうがいいのではないか。

議長：いま聞く限り、安全性のほうが良いという意見が多いように感じる。

意見：岩前部長

難しいところだと思うが、今のままだと積立金はそのまま残るだけで利息は微々たるものになる。今後の建て替え費用の部分を考えると、限りなくリスクの少ない債券投資も１つの方法かと思う。ただ、選ぶ商品によってリスク度が変わるため、限りなくリスクの少ないものを。そうなると年利率は低くなるが、無いよりはマシな程度の感覚でするのは良いのではないか。

議長：だいたいの意見が出たようなので、あと事務局から。

回答：事務局長

議長からもあったように、方向性という意味からは、現在の公共債の殻を破ってよいのかということ。また、国内の社債程度に止めるのか外国債券までいくのかという、程度の話になるかと思う。公共債の場合は、積立金の捻出が将来的に苦しくなることが想定される。その辺りを踏まえた上で、方向性のご意見を賜りたい。今日結論という訳ではなく、あと１年ほどで大きな金額の償還を迎えるため、この１年間で検討していただく必要があるということでご理解賜りたい。

議長：１年の間にそういうことがあるということを認識していただき、今

後１年間、どうしたら良いかということを考えていただきたい。最終、理事会で決定しないと進められないため、今回は協議事項であるが、決議が必要であることを認識しておいていただきたい。今後、事務局も含め、どのように手続きしていくか協議していきたい。

報告事項１　会長職の執行状況について

議長の指示により、会長から、精華町社会福祉協議会定款第２１条第４項に基づき、資料を用いて会長職務の執行状況を報告した。

諸報告

議長の指示により、以下の事項について事務局長並びに担当課長から報告をおこなった。

事務局長から、地域福祉課として下記の３点について報告をした。

（１）平成２９年度社協会員実績報告

（２）居場所づくり支援事業「空き家を活用した多様な居場所づくり」進捗状況

（３）平成２９年度精華町社協関係助成金経過報告

地域包括支援センター長から、地域包括支援センターとして下記の１点について報告をした。

（１）南部地域包括支援センター事業実績

在宅介護課長から、在宅介護課として下記の２点について報告をした。

（１）居宅介護支援係の事業実績

（２）訪問介護係の事業実績

事務局長から、通所介護課として下記の１点について報告をした。

（１）通所介護等の事業実績

以上をもって案件の全てを終了したので、議長が閉会を宣し午後４時５０分散会した。

上記の決議を証するため、議事録署名人において次に記名押印する。

平成２９年１２月１１日

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成２９年度第４回理事会において

会　長　　印

監　事　　印

監　事　　印